

議案第29号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年3月13日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講ずる規定を整備する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第9条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第9条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第19条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じてなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第19条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じてなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第29条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

付則第12条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号資料 1

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法の改正に伴い、令和 6 年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講ずる規定を整備する必要があることから、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 改正内容

- (1) 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震による災害により住宅、家財等の資産について損失が生じたときは、納税義務者の選択により、令和 6 年度分の個人市民税（令和 5 年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。（市民税関係。法附則第 4 条の 4、条例付則第 9 条の 2）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。（付則第 1 項）

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 <u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u> <u>第9条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第19条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じてなかつたものとみなす。</u></p> <p>2 <u>前項前段の場合において、第19条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じてなかつたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、令和6年度分の第29条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む</u></p>		<p>雑損控除に関する特例の新設</p>

む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第12条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第12条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

法改正に伴う
引用条項の整
備